平成24年度 横浜市児童虐待対策連携強化プロジェクト報告書の概要

横浜市では、平成22年度に庁内の区局を横断した「児童虐待対策プロジェクト」を設置し、報告書をまとめ、23年度から「児童虐待対策」として8つの対策に重点的に取り組んでいます。

区こども家庭支援課(こども家庭障害支援課を含む。以下同様。)と児童相談所は、児童虐待対応における支援の中核を担っており、それぞれの機関の法的権限や立場の違いから、事例のリスクの捉え方や支援内容等支援の方向性に相違が生じる場合があります。

「子どもの命を守る」「子育てに不安をかかえる保護者を支える」という共通の目標を実現するために、こうした相違が機関の狭間で支援の漏れにならないよう、適切に対応する必要があります。そこで、両機関の連携強化により、更に児童虐待対策を推進することを目的に、24 年 10 月、区こども家庭支援課と児童相談所の職員を中心としたプロジェクトを設置し検討を重ね、この度報告書をまとめました。

1 現状及び課題

(1) 区と児童相談所との役割

「それぞれの機関の支援内容とその限界、役割についての相互理解を深めること」、「子育 て家庭への幅広い支援が可能な区と、虐待対応の豊富な経験・スキル・ノウハウを持つ児童相 談所のそれぞれの強みが活かされるような役割及び連携を実現すること」が必要です。

(2) ケースマネジメント

関係機関との連携を進め必要な支援を行うため、「OAシステム等を有効に活用した迅速な情報共有」、「事例の支援プロセスを組織内・組織間で共有するための仕組み」が必要です。

(3) 支援策

現在の支援策では不十分であり、より適切な支援をするため、「虐待の発生予防・重篤化防止」、「関係機関との連携」に関する新たな施策を導入することが必要です。

(4) 人材育成

児童虐待事例への支援は、「子どもの生命に関わる判断」など非常に難しい場合が多く、経験が浅い職員も業務に当たっているため、「研修体制の強化」、「若手職員がノウハウや知識を継承でき、ベテラン職員が培ってきた知識・技術・経験を発揮できる人事異動」が必要です。

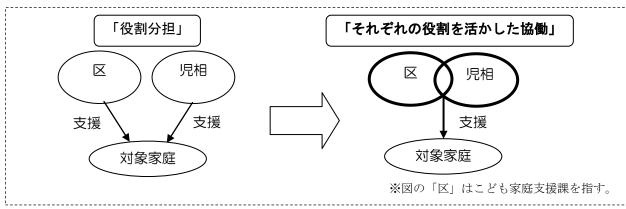
(5) 組織体制

連携促進のための組織体制について、「初期対応や継続支援などに適切に対応できる区こども家庭支援課の組織体制の整備・強化」、「重篤事例発生時の迅速・適切な対応」が必要です。

2 連携における基本的な考え方

区こども家庭支援課と児童相談所は、「双方が信頼し合う、支援におけるパートナー」という 認識を持ち、必要な情報を共有し、「それぞれの強み・役割を活かし、協働する」ことを基本的 考え方として、改めて徹底していきます。

「役割分担」から「それぞれの役割を活かした協働」への転換



3 対策案

「現状及び課題」に対し、今後必要な対策として、次の5項目にまとめ、こども青少年局こども家庭課児童虐待・DV対策担当を中心に、中央児童相談所虐待対応・地域連携課と連携し、関係区局の協力の下、着実に推進します。

(1) 区と児童相談所との役割

区こども家庭支援課と児童相談所の連携における基本的な考え方を、「役割分担」から「それぞれの役割を活かした協働」へと転換し、共通の目標に向かって相互に補完できる関係を実現します。

- 横浜型児童虐待相談援助指針(仮称)の策定など役割の相互理解の促進
- ・区における「通告受理機関としての初期対応の徹底」や、児童相談所における「区に対する 専門的助言等支援機能の強化」による、支援における連携及び役割の明確化

(2) ケースマネジメント

「それぞれの役割を活かした協働」を実現し、対象となる子どもと家庭への個々の支援をより的確に、かつ円滑に行うための仕組みを構築します。

- ・児童別記録作成やファイル化、福祉保健システム改修など、情報共有促進のための業務改善
- ・両機関の協働による支援計画の作成と実施、局から区こども家庭支援課への業務実地指導の 実施など、効果的な組織対応の徹底

(3) 今後取り組むべき支援策

- ・母子保健の視点に立った養育支援家庭の確実な把握と支援の実施、及び産後母子ケアの拡 充などによる、虐待の発生予防・重篤化防止に向けた支援策の充実
- ・医療機関や警察など、支援活動の円滑化に向けた関係機関との連携強化

(4) 人材育成

体系的研修の実施により、個々の職員及び責任職を含めた組織として、虐待に関する専門性を向上させます。また、専門的知識やスキルの継承が可能な人事異動の実施を目指します。

- ・区こども家庭支援課・児童相談所職員及び両機関の責任職の双方向での実地研修の実施、虐 特防止対策における研修の体系化と計画的実施など、専門性の向上を目指した研修の強化
- ・専門的知識やスキルが継承可能な人事異動の実施

(5) 連携促進のための体制整備

「それぞれの役割を活かした協働」を進めるため、必要な体制整備と組織力向上を図ります。

- ・区こども家庭支援課に、責任職(係長)・保健師・社会福祉職による虐待対応体制の構築、 社会福祉職が児童虐待等に関わるための担当業務の整理及び児童虐待対応をはじめとした養育支援を担当する保健師の配置
- ・危機管理・職員のメンタルケアへの対応強化など、重篤事例発生時の組織力の向上

4 さらなる充実に向けて

(1) 法制度上の課題に対する一考察

実務上、法制度における課題と考えられることについて、専門家へのヒアリングを踏まえ、 解決のための案を検討しました。

- ・「通告元の秘匿性確保」について、「通告機関を特定する情報を伝えざるを得ない場合があること」等、厚生労働省通知や児童虐待防止法の規定趣旨を、関係機関に周知し協力を求めます。
- ・「関係機関へ情報提供を求める場合の法的根拠」について、児童福祉法では「要保護児童対策地域協議会からの協力要請」の枠組みを活用することとなっていますが、一層迅速な支援を目指し、法の条文に「児童相談所に調査権や照会権限の付与と関係機関がそれに応じる応諾義務の規定」を設けることも解決策の1つではないかと考え、引き続き検討します。

(2) 学齢期の児童への支援の進め方

区こども家庭支援課内の「子ども・家庭支援相談」について、これまで以上に活用し、小中 学校・区役所・児童相談所の一層の連携強化を図るため、関係区局による検討の場を設けます。